

委員会会議録

平成24年11月21日開催

建設水道常任委員会

建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成24年11月21日(水) 午前10時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

常盤 信一 君	宮本 明彦 君	植山 利博 君
松元 深 君	今吉 歳晴 君	
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
都市計画課長	川東 千尋 君	建設政策課政策G長	田實 一幸 君
都市計画課都市計画第1G長	久木元直仁 君	都市計画課都市計画第2G長	池之上 淳 君
都市計画課都市計画第2G主査	笛田 純一 君	陳述人	住吉 憲二 君
陳述人	内園 廣徳 君	陳述人	植木 克征 君
陳述人	末永 利治 君	陳述人	岩元 晃一 君
陳述人	山下 初男 君	陳述人	東郷 護寛 君
陳述人	藤沢 征人 君		
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 甲斐 平 君
- 7 本委員会の議題は次のとおりである。
 - ・ 陳情第14号霧島市都市計画区域の用途地域からの撤廃(石峯地区)を求める陳情書
 - ・ 陳情第15号霧島市都市計画区域の変更(拡大)【溝辺地区】に反対する陳情書
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前10時00分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。本日は、10月2日の本会議で当委員会に付託されました、2案件についての審査

を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定しました。それでは陳情第 14 号霧島市都市計画区域の用途地域からの撤廃（石峯地区）を求める陳情書を議題とします。陳述人の説明をお願いします。

陳述人 住吉 憲二 君

おはようございます。石峯地区自治公民館の館長をしています住吉です。今、議長さんからお話がありました陳情書の内容についてご説明したいと思います。去る 9 月 9 日、石峯地区の用途地域に課税するという話を聞きまして、急遽、地域の人たちと話し合い、9 月 15 日に市のほうからの説明を求めたいということで、意見交換会という形で市のほうから 3 名、地元の係をしている自治会長さん、館長さん、副館長、集めて 17 名で意見交換会という形で説明をしてもらいました。その中では、もう大方用途地域ということで課税するというので、何も事業計画もない青写真も出てきていない、その中で課税するとは何事かということで、大方全員反対だと。若しくは用途地域を撤廃してほしいという声もありまして、9 月 28 日に陳情書をこちらに提出した次第でございます。その意見交換会の中では、暴力的な言動で強く反対している人もいらっしゃいました。そういう人に右へ習いという形でやったわけじゃないですけど、その人の言う気持ちも分からないでもないなということもあったことは事実であります。そういうことで、陳情書は 9 月 27 日付けで、9 月 28 日に市長、議長さん宛に提出しました。その内容については皆さん目を通された方がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、読み上げていったらちょっと時間もかかりますが、大事なことでですのでちょっと読み上げていきたいと思います。まず議長宛てには、今定例会ということは、9 月の定例会ですが、霧島市都市計画税条例の一部改正が上程されておる。私どもの自治公民館もその課税対象になっている。町時代、住民説明会では、今回添付しています図面を示しながら、石峯地区及び麓地区の土地区画整理事業を進めるには用途地域の設定が必要であることから、ぜひ計画に入れたいとの説明を受けて承諾した経緯があるんだと。しかしながら、合併後、計画は遅々として進まず、検討もされず、以来今日まで地域住民に対し何ら説明もない。今後の事業計画を示すことなく都市計画税を課税するというのでは、住民としては到底納得できない。したがって、溝辺町当時に約束された石峯地区の土地区画整理事業について、事業計画を示せないのであれば、石峯地区に設定された用途地域の撤廃を求めるべく、霧島市長に住民署名を添えて陳情書を提出致しました。以上のことについて趣旨賛同くださるようお願いいたしますという陳情書を提出しました。これは今の議長宛と市長宛と同じような文言になっております。そういうことです。反対署名につきましては、地元の 221 名の署名をもって提出した次第でございます。そういう経緯になっております。それからもう

一つ皆さんにお配りしている 2 枚綴りになっていますが、溝辺町石峯地区及び麓原地区における都市計画用途地域からの撤廃についての陳述論点（なぜ我々が撤廃を求めるのか）、中を読んで、皆さん目を通されればよくお分かりになると思います。これを全部説明するという事はちょっと時間的にも長くなりますけど、中身について目を通させていただいたら結構ではないかと思います。そういう趣旨に沿って、反対、用途地域撤廃の署名陳情書を出したという次第でございます。こういう説明でよろしいでしょうか。

委員長 池田 綱雄 君

もう他に説明はありません。

陳述人 植木 克征 君

会計をやっております植木といいます。今まで館長が説明を致しましたし、我々もこの都市計画税なるものを初めて勉強しまして、いろいろ市の説明等を受けて、聞いておりますと、どうも聞けば聞くほど納得がいかない。と言いますが、館長のほうからもありましたとおり、我々石峯地区は4つの区域に分けて用途地域指定されましたが、今第一工区の所、空港の近くですけれども、どんどん工事が進んできて、新しい家も建っていると、我々の石峯地区は全然区画整理とか道路の整備もされてないんですよ。今度の市の集中改革プランというのですか、これによりまして計画税の見直しをやるということで、以前は溝辺地区は計画税は取りませんよという市の資料の説明の中に×が入っていたですよ。それが今度23年度で策定されましたその改革プランで、その区域に税金を課しますよという○が入っているんですよ。なぜ今まで×であったのを税金を取るようにしたのか。その説明は一切なかったんですよ。工事の進んだほうの陵南地区と言っていますが、そこはもう既に工事が始まっておりますし、新しい家もどんどん立っておりますから、この都市計画税は、皆さんも御承知のとおり応益負担、応益税なんですよ。何か事業をした場合にお金がかかりますよと、そのお金について税金を課しますよというのが、この都市計画税のいわば理念ですかね。ところが我々石峯の所はですね、全然そういう工事もされてない。手付かずだと。陵南地区に今度見直しで課税をするということに併せて用途地域指定になっていた我々石峯地区も税金をかけると、何かそのように読み取れるんですよ。何らかこのアクションがあれば別でしょうけれども、税金を取るという説明もないし、そういうことをするのはどうも納得がいかないというのが特に石峯地区の強い要望でございます。それでまた市長さんから10月18日付で要望書の回答をいただいておりますが、この中にこのような文言がありまして、これはどういうことかなと思ったんですが、用途地域は、区画整理などの事業を行うために指定する目的以外には目的以外にもですね、いろいろと都市機能のためにお金をいただきますと、税金をもらいますと、いわゆる目的税なのに、何か事業をしないといけないのに、したら初めてお金をもらいますよと。その目的以外にも、この用途地域指定をしていれば、いろいろ使いますというこ

とを書いてあるんです。市の説明の中では、目的税だから、応益税だから、それ以外には使えませんよということとちゃんと説明があったんですが、その後の回答では目的以外にも使いますよということを書いてあるもんですからどうも納得がいかないなと思っております。それと根本的にはこの資料の中にも書いてありますが、全くの我々の地域は、農業振興地域なんですよね。そのために都市基盤整備もしたし、畑灌整備もしたと、そこにその都市計画税という都市のイメージがどうしても湧かないんですよね。最初この計画地域に指定され時には、いわゆるその空港が出来て、どんどん土地の値上がりもしてですね、いわゆる都市化していくと、いわゆる薔薇色のことを書いてありますけれども、今は衰退の一途なんですよね。高齢化は進んでいるし。そういうところを合わせてですね、後ろのほうに有川と竹子の皆さんもいらっしゃいますけれども、ここの場合はさらに拡大をするというようなことで、反対陳情されておりますけれども。どう見ても溝辺町はこの霧島市の中でも、農業振興のまちだと思ってるんですよ。そこにあえてその都市という都市計画というのを網を被せて税金を取るとするのはですね。例えば、もし課税されれば溝辺から単年度 2,200 万円。そうしますと 10 年で 2 億 2,000 万ですか。とてもこんな税金を納めたくないですね。やっぱり我々は、溝辺町は農業振興地域ですから、農業を基本としたまちづくりを理念に持って、今後も頑張っていきたいと。そういう地域住民も根底に持っておりますので、ぜひ、議員の皆さんは、そのことを理解していただきたいということで、陳情書を上げた次第でございます。以上でございます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。ただ、説明が終わりました。これより、陳情第 24 号について陳述員への質疑に入ります。質疑がありませんか。

委員 宮内 博 君

以前、私共の委員会では、陳情書を 1 回議論した背景がございます。それは地域指定、溝辺地区全体の地域指定に反対する陳情書ということで提出をされた背景があるものでございました。今回は石峯地区の用途地域を除外してもらいたいというのが、主要な陳情書ということになっているわけですが、それはそこに起因するところの、もっと大きなものはこの都市計画税を課税されるというところの部分ではなかろうかと思うわけです。それで用途地域の指定の関係は、1 回指定をされていますので、今後の見直しをどうしていくのかという作業が当然必要になってくるんですけども、前回、2 月に提出をされました陳情書の中で、陳情者の方にもおいでいただいて、議論をした経過があるんですよ。その時に、麓地区の今区画整備事業をやっている所まで含めて除外をせよということは言っていないんだということでおっしゃいました。それで今回の陳情書も石峯地区ということで特定をされていますので、そういう背景があるのかなって思いますので、1 回議論をした経過がありますから、そのことを敢えてもう 1 回確認をさせていただきたいと思いますけど。

委員長 池田 綱雄 君

誰か答弁をお願いします。

陳述人 植木 克征 君

石峯地区だけのことかという確認ですか。

委員 宮内 博 君

以前、参加された方は別の方なんですけれども、以前私共の委員会に陳情書が提出されているということをご存じですか。2月の段階で都市計画区域指定（溝辺地区）に反対する陳情書ということで提出をされているんですが、その時にこの委員会で、議論をしております、そのやり取りの時に、これは私のほうで質問をさせていただいたんですよ。それで、その時に現在事業をやっている麓第1地区の所まで除外をしてくれということを行っているわけじゃないんだということをおっしゃったので、そういう前提で提出をされている陳情書だということで、再度確認をしてよろしいですかということを行っているんです。

陳述人 植木 克征 君

それで結構です。前の館長が全体の自治会の会長さんが、ずっと長いこと歴任されていますから。岩元会長がそうおっしゃいますから、私はこの会計になったのは今年の4月からでございますので、承知しておりませんでした。失礼しました。以上です。

委員 宮内 博 君

主には、今回提出されているその陳情書の中身を見ますと、用途地域からの撤廃、石峯地区をぜひしてもらいたいという内容なんですよね。これは事業がその計画が何もない中で、用途地域をこのまま指定されて課税をされるというのでは全く同意できないということが背景にあると思うんですけれども。ただ今回、昨日議会運営委員会がありまして、議案が提出をされることになってるんですが、正式には27日に提出されるんですけれども、都市計画税の課税区域から石峯地区を除外するというのが提出されるようではありますが、そのことについてはお聞きになっていませんか。昨日、12月議会にどういう議案が提案されるかということでその資料が配布されているわけです。本会議は27日から始まるんですけれど。その中に都市計画税は石峯地区を除外するというものが、議案として提案される予定になっている。あくまでも予定でございますけれども。そのことについて御存じでしょうか。

陳述人 植木 克征 君

全く知りません。そういう情報は全くありません。そういうことがちょっと寂しいんですよ。今、初めて聞きますから。そこのところをもうちょっと、いわゆる情報開示、ちゃんと住民の意見を聞くというのが地方自治法に書いてありますよね。そういうのも全く分からないわけですから、何とも言いようがありません。

委員長 池田 綱雄 君

この件については、昨日の今日のことで、我々も今日見ただけでございます。

委員 宮内 博 君

議会に提案をされないでその前に住民の方が存じ上げているというもおかしな話ですので、そこのところは実際にはそういうようになっているだろうと思うんですけども。ただ、そういう議案が提出をされる準備がされているということですから、ここの中に言われている、これは主に都市計画税の関係でおっしゃってるんじゃないけれども、用途地域として、その指定を除外してくれということでありますから、イコール都市計画税区域から外してくれということで、とってよろしいですねということ、確認したいがためにそのことを申し上げたまでです。

委員 岡村 一二三 君

陳述人にお尋ねしますが、旧溝辺町時代に石峯地区も計画に入りたいと説明があって、承諾した経緯がありますということで、文面で提出されているんですが、そのことでちょっとお尋ねしますが、この溝辺町時代に用途地域の設定についてですね、溝辺町の役場のほうで、何回ほどこの地域に住民説明会を行なって承諾されたのか。その辺をちょっとお聞かせいただけませんか。

陳述人 住吉 憲二 君

皆さんにお配りしている資料の（１）ですが、そこに溝辺町の郷土史のその中に計画税というのは一切触れられていない。それから市長と議長宛てに出した陳情書の中に、溝辺町時代の住民説明会では、今回添付しています図面を示しながらということで、その当時の石峯地区のその地区から出た元議員さんとか、それから当時の自治会長さん、そういう方にこういうことで用途地域の設定が必要であるから、ぜひ計画に入りたいとの説明を受けて承諾した経緯がある。そこに書いてあるんですけども、そういう方たちが承諾されたんじゃないかと思います。その当時、役場の担当の方と話し合っ、そういうことでいいですよという返事とかされたのか、もうちょっと私たちも当時はそうだった。そういう人も大方亡くなっておられるし、そういう資料とか、そういう書いた書類というのも正直言って持ってはいません。ただそれに議長と市長に宛てた添付書類の図面があるんですが、その中には公園とか石峯地区の公園を3カ所作るとか、その図があるんですけど、その詳細とか、そういうのもどいう場所とか、そういうのも全く分かっていないというのが現状です。当時はそういうことで、もう亡くなっているんですが、そういう人達が承諾した。さっきも言いましたように、そういう記録とか、そういうのも正直言って私たちも持っていないし、見たこともないというのが現状です。こういう説明でよろしいでしょうか。

委員長 池田 綱雄 君

今の質疑は何回ぐらい住民説明会があったかということですけども、その点についてはどうですか。

陳述人 住吉 憲二 君

さっき言いましたように、そうやって地元石峯地区のそういう元議員とか自治会長

さん、何回やったとか私も正直言ってよそこに居たといったら失礼ですけども、そういうことでその報告会、そういう所、会を設けた場所に出たことはないんです。正直言ってですね。ここに4名、石峯地区は3名いますけれども、この3名についても全く出たこともないし、聞いたことも多分ないと思います。だから本当言えば、そういう記録が残っていれば、それを持ってきて、こうやってとか、持ってきて説明すればいいんでしょうけど、それも全くないというのが今現状だということです。

委員 岡村 一二三 君

お話を伺いますと、元議員さん自治会長さん等が話を受けて承諾したと聞こえたわけなんですけど、ところがいわゆる特定の人だけに意見を聞いて、いいですよと聞いたから用途指定をしましたよということになったのかな、どうなのかなと心配しているんですが、そうした時にこの陳情書の下の方で、事業計画が示させないのであればという文言があるんですが、みんながその当時、住民が地権者、地権者ですからみんな地権者になると思いますので、石峯地区、麓原ですね。土地を持っている人は。だから、みんなを集めて合意がなされていないと、その時に特定の人だけで合意承諾したから用途指定をしましたよという話になると、今度新しく事業計画を示した時に住民の同意が得られるのかどうなのか、その辺はどのように判断していらっしゃるのかね。参考までにお聞かせください。

陳述人 植木 克征 君

今のご質問ですが、特定の人、例えば集落で力のある人ですか。その人たちが今の段階でいいよと言えばそれでいいですか。皆さんの意見を聞かなくてもいいんですかっていう質問ですか。特定の人がまあ実力者がこれでよかよといえ、それでいいかということですか。

委員 岡村 一二三 君

私がお聞きしたかったのは、旧溝辺町の時代に特定の説明を聞いている範囲では、特定の人達に説明があつて、用途指定が承諾されたというようなふう聞こえていますので、ここに今回陳情書に示されていらっしゃる事業計画ですね。溝辺町当時に約束をされた石峯地区の土地区画整理事業について事業計画を示せないのであればという文言があるもんですから。じゃあ、もうなっていますので霧島市で石峯地区の事業計画を示した時に同意が得られるのかどうか。その辺の判断はどのようにお考えですかということですか。

陳述人 住吉 憲二 君

先ほどちょっと、地元の有力者といいましたけれども、住民に対する説明が今ちょっと考えてみますと、今ゲートボール場に来られる高齢者にこの前ちょっと話を聞いた、そんなこともあったなということはありません。それから今言われたように、事業計画を示せないのであれば、もし示したらどうされますかということですね。それについては、また住民を集めてもらってですね、実はこういうことで協議会でこうい

う話もあった、こういうことでこうして設計図も出来て示してくれたよ、そういうのであれば、またみんな集まってですね、どうするか。反対か賛成か、それはこっちのほうでとりますけど、それでよろしいですか。

委員 吉永 民治 君

今お話を聞いていますと、ちょっと食い違いがあるような。私のお聞きしている点とはちょっと違うんですけどね。石峯地区は結局麓の都市計画事業を始める際に、うちも加えてくれと。そのために用途地域を指定してくれという要望があって指定したというように聞いているわけですよ。そうじゃないんですか。そこを確認させてください。

陳述人 植木 克征 君

そのことはですね、前の館長の藤井宏一さんという方がいらっしゃるんですが、その人の話として、この資料の中にも整理しておりますとおりでですね。いわゆる、いろんな事業をしても税金は取らないんだと。計画税は取らないんだという説明があったもんだから、それならうちもしてくださいということで指定をしてもらったという経緯もあるということ、これはあくまでも書いたものはございません。伝え聞いたことだけで、むしろあの後ろに座っていらっしゃる松元先生とか、今吉先生の方がよく御存じだと思いますけれども。得てしてこういう田舎社会の場合はですね、記帳した資料というのがあんまりないんですよ。ですから僕らも溝辺町の古い溝辺町誌とかですね、そういうのを引っ張り出して勉強しながら、いろいろこの要望書を作った経緯がございます。ですからよく質問があるんですが、そういう整理したものがあるとかおっしゃってもですね。やっぱりないですよ。引き継ぎもですね。そんなに詳しい引き継ぎもこの自治公民館の場合はやっていないというのが実情ではないかなと思います。

委員 吉永 民治 君

その時の状況、今現状に至っている状況というのは大体分かってきたわけですけど。岡村委員の質問というのは、今お答えになったとおりでですね。じゃあ、新たに都市計画事業を計画した、例えば公園を作るとか、或いは面整備をするんですよ、道路もちゃんと碁盤目に入れますよというような具体的な計画が出てきた場合は、要するに地域住民の方々と協議した上で、その結論は出したいと。当然そうなるわけですね。そういう計画をつくった時点で、皆様方にその計画を示して縦覧なりしながらですね、説明を加えていって納得していただいたうえで事業を進めるというのがこの都市計画事業のやり方ですから、その点については御存じのように、例えば都市計画法 16 条 17 条あたりに、結局説明責任を果たしなさいというのが謳われているわけですよ。だから実際その事業が始まった時にはその説明責任があるわけですよ。だからこの用途地域については、どちらかというと調査とか、そういったものは市のほうでやりますけれども、実際用途地域の指定をしていくのは、これは県と国の承諾が必要になっ

てくるわけです。だから手続上非常に難しい問題が出てきます。一端設定したものを外すことについてはなかなか難しい。その後、必要になってきた、用途地域を張りたいたった場合は、一旦住民のご意見等によって外したものを再度用途地域を張れるかというとなかなか難しさが出てくるという面もあることを御理解いただきたいと思えます。今回そういった要望が出ておりますけれども、これについては先ほどお話があったように、課税はしないというような話になってるということは、私共も聞いておりますけれども、この石峯の用途地域についてはですね。だから用途地域をそのままにしておいて、一応課税区域から外すということだと思えるんですね。聞いた情報としてはですね。それについてはご納得いただけるんじゃないかなというように思いますが、その点はどうですか。

陳述人 植木 克征 君

我々が心配するのはですね、例えば用途地域のままそれでよろしいですよということになってですね、いつ何年か後にですね、税金を課しますよと。用途地域に指定されていればこそ課税というのがずっとくっついてくるような気がするんですよ。もうはっきりと課税をしませんということの言質が取ればですね、それはそれでいいと思えますよ。だからいつかまた課税される、また議会上程されるぞということの内々で心配するものですから、この際用途地域から外してくださいよという要望にしたわけです。そこのところを理解してほしいんですよ。以上です。

委員 宮内 博 君

先ほどの質疑と関連するんですけども、これは確認の意味で再度お尋ねするんですが、この文面からですね。伺いたいんですが、溝辺町当時に約束をされた石峯地区の土地区画整理事業について事業計画示せないのであれば、石峯地区に設定された用途地域の撤廃を求めると、こういうように文面にはなっているんですよ。今のお話は都市計画税の話でした。ですからこの分、私の所管は、用途地域に関する所管がありますのでそういう関係からお尋ねをするんですけど、この文面からいきますと、旧溝辺町当時に示された土地区画整理事業の事業計画をきちんと示して、石峯地区に提案をするのであれば、用途地域の撤廃はしなくていいよというようにも文面から見てとれるわけですが、そういう理解でよろしいんですか。

陳述人 植木 克征 君

今日お渡しした資料にも2枚目のところに、確におっしゃるとおりその事業を示せば検討するとか、そういう話は出てくるかも分かりませんが、本来は、私たちの気持ちとしては、この資料の2枚目の2の(4)、尚、用途地域の分類で見ると、石峯、麓原地区は第一種住居地域に該当すると思われませんが、地図上でこの地域を見ますと、農家の皆さんがほとんどで、1戸1戸の敷地が非常に広いんですよ。そしてもうほとんど家が埋まっているんですよ。そこに何かを作るといのはまず不可能だと思うんですよ。そういうことがあるものですから、地図で見るとずっと囲ってありますけ

れども、ずっともう家が建っているんですよね。そこをどのように事業を入れて、区画整理していくのか。むしろそこに住んでいる皆さんはもう関わらないでくれというのが気持ちだと思っんですよ。そういうことでみんな話し合いはしました。

委員 吉永 民治 君

おっしゃるとおり、第一種住居専用地域という用途地域が張られていると思っんですよね。皆さんのその石峯地区というのは。だから第一種住居専用地域というのは住環境をある意味では守るということでございますので、例えばその区画整理事業を入れた場合も、その生活環境が破壊されない状態、要するに道路をきちんと整備するという事業だけになってくると思っんですよ。そしてその中に先ほどちょっと話が出ましたけど、公園とか、要するに都市公園、児童公園、そういったものを3箇所設置する計画であったというような説明でありましたけれども、そうした公園を設けたりとかしていくのが都市計画区画整理事業ですよね。だから、そういう事業が示されたら皆さんの、宮内委員もそうでしたけれども、理解ができますかということだったわけです。それについては、先ほどお答えになったように、示されたら地元住民と協議して答えを出すということでしたよね。先ほど私が言いましたように、当然する、区画整理事業はこういう形になりますよ、道路はこういうふうに入りますよ、公園はこの位置になりますよというような図面を作って、皆さま方に縦覧をして、そして説明を加えていくわけですね。そしてその中で、当然広い土地と宅地を持っていると言われましたが、そこから道路の敷地とか公園敷地として減歩という制度が入ってくるわけですよ。その土地の広さから、例えば建物数とかそれによっても違いますけれども、減歩率、例えば10何パーセントとか20何パーセントかという減歩率を、要するに土地を提供していただくということですよ。それで、その土地でもって道路を広げたり、いい道路にしたり、公園を作ったりというのが区画整理事業ですから、その辺のところも細かい説明が、いざ事業に取り組んだ場合は説明がされると思っんですね。繰り返しますけど、そういった計画が示された場合には地元の方と十分縦覧された図面を見て、お話しになって結論出させていただければいいことですよ。いや、うちは必要はない、必要でない、必要だということをそのときは判断していただければいいわけですから。そういう意味では、今のまま課税しないということであれば用途地域はそのまま残しておいてもいいんじゃないかと私は考える思っんですね。そういう意味で用途地域についての白紙撤回といいますか、はがすことは置いておいてもいいんじゃないかという、これは私の考えです。その点についてはどういうふうに思われまますかということですよ。

陳述人 住吉 憲二 君

今言われたように、用途地域を外したらまた戻すということは、これはもう当然不可能なことだとは前ちょっと聞いたことがあります。だから今言われたように、陳情書の中に、もし宮内委員がおっしゃったように事業計画を示せないのであれば、もし

示されたら、またその時は吉永先生がおっしゃったように、地元の住民と話し合っ
て、じゃあ街路事業を、公園、下水道、そういうのを図面を示して、じゃあ何年の何月何
日から施工に入りますよということが入りたいんですよというあれがあったら、また
住民、皆さん、地域の人に集まってもらって説明して、賛否というか反対、賛成とい
うかたちで持っていきたいとは思っています。そういう宮内委員の答えに対してはそ
ういう答えになると思いますけれども、よろしいでしょうか。

陳述人 植木 克征 君

例えば今、委員の方から説明のありました何か事業をしますよという提案があった
場合、青写真でどうでしょうか。それに対して、我々住民がこういうことをしてほ
しいというのは要望は挙げられないのですか。と言いますのが、よくあるのが、いろ
んな国庫事業とか県の事業で公園を作りました、道路を作りました、その後の維持管
理がなされなくて草ぼうぼうのところ結構多いんですよ。公園なんか。特に溝辺
の場合には、空港道路、あそこは道路の脇にずっとツツジが植えられましたけれども、
いつの間にか荒れ放題になって、もう根っこから切ったような形になっていますよね。
いわば鹿児島を表玄関ですよ。ああいうことが何か事業をやってもその後の維持管
理というのがなかなか為されないものですから、荒れ果ててくると。我々の上床公園
も全くそのとおりでございます。草ぼうぼうですよ。そういうことを考えますと、
本当に地域住民のためになる何かをしていただきたいと、そういう要望を十分酌んで
いただくのであれば用途地域に指定されて、いろんなことを市のほうから提案いただ
ければ、むしろこっちも歓迎して一緒になって我々石峯のまちづくり、これをやって
いきたいなと思っております。

委員 池田 綱雄 君

その辺については、今後事業計画を市のほうで示されたときに、こういうのは必要
でないと、もっとこんなのをと、大いに共有できるんじゃないかなと思います。

陳述人 内園 廣徳 君

今、説明で言ったんですけれども、それに関連するか分かりませんが、平成 35 年
に麓原地域の都市計画を今現在続行中なんですけれども、まだ全部出来ていないん
です。それで公園を作るということで最近聞いたんですが、まだ未だに作っていないと
いうことなんです、いつ頃になるかまだ全然聞いておりません。というのは、子供
会と老人会の花壇なんか場所がなくて作れないということで、そこで一応建設課と
話したところ、どっか陵南中学校の後ろのほうに作ったらどうかということなんです
けれども、先の見通しがつかないということなんです、何とかそこら辺のところを
考慮してほしいと思います。用途地域の件については、一部のところが麓原鍋西地区
がかかっているんですけれども、これに関しては、新しい住宅もあるし、古いところ
ももちろんあるんですけれども、新しい住宅をどうするかということなんです。も
しやられた場合。それも一応考えてほしいということなんです。今、石峯地区の方が

一生懸命やってらっしゃるんですが、麓原地区はやはりおんぶされた状態でやっているものですから、そこ辺、これからの課題になると、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 池田 綱雄 君

今ありました要望や意見については、執行部のほうにそのような意見があったということをお伝えおきたいと思ひます。ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり]ないようでございますので、これで質疑を終わります。委員の皆さんはそのままお残りください。ご苦労さまでした。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10 時 47 分」

「再開 午前 10 時 53 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これより陳情第 15 号 霧島市都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】に反対する陳情書を議題とします。陳述人の説明をお願いします。

陳述人 岩元 晃一 君

委員長にお願いですが、今日、地域審議会の会長も一緒に連れて参りましたが、一緒に協議した関係上、同席させてもらってもよろしいですか。

委員 池田 綱雄 君

それは結構です。今 4 名でしょう。すみませんが、一人一人名前を覚えてもらえませんか。

陳述人 岩元 晃一 君

私、岩元でございます。次、山下でございます。隣が東郷でございます。その隣が藤沢さんでございます。これは地域審議会の会長でございます。よろしいですか。

委員 池田 綱雄 君

はい、ありがとうございます。それでは説明をお願いします。

陳述人 山下 君

それでは都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】に反対する陳情書の説明をします。まず最初にこの地区の特性を簡単に述べたいと思ひます。中心の市街地というのは、溝辺総合支所付近が中心の市街地です。ここはもう合併後は職員数が減った関係上、もうだんだん活気がなくなって、そして商店街などはもう寂れていく方向にこの地域はなっております。そしてまた、総合支所制度も廃止の方向ということで、一昨日聞いたんですが、職員数今 40 名ですけれども、20 名になるようなことで、なお、廃れていくような中心街となります。だから自然的条件としては、地形、高低差が大きいということです。それと、一部の 504 号線はある程度平坦ですけれども、簡単にちょっと言ってみますと、直線距離 2 km に対し、標高差が 35 m くらいあるような地域です。ちなみに、麓第一土地区画整理事業の高低差を見てみますと、1.5 km に対して 41 m、ここ程はないですけれども、そういう地域です。そして山間部は標高 300 m 以上の山林

や棚田がある地域です。そして、その他としてこの地域は希少価値のある生物、ホタルとかメダカが生息するところでもあります。そして、棚田やヒガンバナで景観の優れた田んぼ、山林がある自然に恵まれた地区と、これが自然的な条件です。それから、前も話をしましたがけれども、高齢化が進んでいる。そして人口は減っているという地域です。簡単に高齢化を言ってみますと、21年度が30.66%でした。それが24年度は32.47%となって、もう2%上がっている。溝辺町全体では、24年度が23.24%というような状況です。人口も4年間に210人減っております。溝辺町全体で4年間で259人減っているんですけども、もう80%近くはこの地域は人口がどんどん減っていくという状況のところでもあります。それから田畑、山林の状況はこの前も話しましたがけれども、もう基盤整備がほとんど終了し、地区住民は稲作、それから果樹、果樹はナシとかブドウです。そういうものを中心にした農業の推進を希望しております。それから山林は地産とか地水工事により、保安林に指定されている地域です。このような地域ですので、地域の住民の方々は都市や街として開発するよりも、基盤整備の終了した田畑、或いはそういう土地利用を基本に、自然を生かした現状を維持するように希望しております。そしてまた、都市計画区域指定の必要性がほとんどないと思っております。その現れが署名2,495名、これは最初の署名でした。その後追加があったんですが、私はちょっと把握しておりませんので、最初の段階が2,495名のお話です。もう必要でない。このまま自然のままやっていたいというのが一つです。地区住民の意思です。それでは次に、都市計画区域に指定された場合の住民の意思という考え方でやってみますが、都市計画区域指定による長所というのは、市からの説明です。土地開発等による違法建築を排除できる、まちの安全性や利便性、快適性といった質の確保を図る、秩序を保ちながら合理的な土地利用を図ると、このようなふうにして毎回説明員されるんですけども、住民としましては、次のような強い不安や反対があります。まず、小規模な建築物を含め、ほとんどの建築物は建築確認申請の規制許可を受けるわけですね。それから、規制強化に伴って、今度は建物を新築、増築、改築するというのもう減少してきます。それが業者へ大きな影響を与え、仕事がない、仕事来ないとなるようです。そしてまた、都市計画事業に要する費用に充てるため、区域内に所在する土地、家屋に対し、都市計画税を定めることができるようになっております。この地域は取らないようなことを話しておられましたけれども、まあ、やがてはどうなるか分からないわけですね。ですので、都市計画税に対する子孫への大きな負担を心配していらっしゃると思います。そういうことで都市計画が指定された場合の利点よりかは、負担のほうが大きい。こういうものが住民の意思であります。利点より負担のほうが大きい、だから反対すると。で、この意思表示が、さっき言った2,495名の署名です。私のほうからはこういうことで皆さんに陳情をお願いしたいと、そういうふうに思っております。

陳述人 東郷 護寛 君

ただ今、山下さんのほうから説明もあったんですけども、私たちの地区といたしましては、まず最初、23年の8月29日にインターネットのほうで都市計画のことについて意見要望があればということで目につきまして、そして8月いっぱいという期限でしたので、急遽、期日ぎりぎりに地区の自治公民館連絡協議会のほうで会をするということで、本庁のほうから説明をもらおうかということで受けました。それを受けまして、また24年1月19日に、更にもう1回、地区の自治公民館連絡協議会と、それとあと地域審議員、それと大字の会長さん、3つの会の皆さんを集めて説明を受けたんですが、2回とも第1回の同じような市の職員の説明で、進展した説明がないと、理解をするような説明は受けておりません。ただ、行政としては通り一辺倒の書物に書いただけの説明だけであって、或いは公民館長、地域審議員、大字の会長から説明を求められるんですが、それに対して答弁が出来ないというような状況でした。そういった状況を踏まえながら、今年の7月2日、3日に地区の説明会をみそめ館と竹子小学校で開催されたわけですが、それについて市の職員に対して地域のそれこそ60から上の高齢者が理解できるように、メリット、デメリットについて詳細な説明が出来る資料を作りなさいよと知恵をあげたんですけども、それにも関わらず、私たちが受けました23年8月29日の資料そのものを持って、地区の説明会をやっております。またその中でも、みそめ館、或いは竹子小学校でも地区住民の多数の質疑、質問があったんですが、それに大半がもう答弁が出来ない状況です。そういった中で、地区民のほうの答えがないのに理解が出来ないというようなことで、お願いでございますが、これまた再度、もうちょっと長期的わたって地域住民に親切丁寧な説明会を開催していただきたいと思っていますところです。私たち公民館連絡協議会といたしましても、地区と行政とのパイプ役というのを担っておりますので、そこら辺を十分ご理解をいただきながら、長期的に再度何回となく地区にも入っていただいて、説明会を十分にさせていただきたいと思っております。

陳述人 藤沢 征人 君

先ほど溝辺自公連の岩元会長から紹介がありましたように、この会への直接の陳述人の出席のご依頼がございませんでしたけれども、館長から是非同席してくれと、ものの考え方が一緒であるし、同じように市長への要望書等を出しておりますので、ご参考になればと思って出席させていただきました。お許しを願いたいと思います。私ども地域審議会におきましても、今いろいろご説明がありましたように、今年の当初から何度か市の当局の説明会等がございましたし、自分たちも勉強会を開いて経緯してきましたが、やはりこれは非常に地区にとって重要なことだと。しかも、時間を急ぐスケジュールになっておりましたので、どうしても今年度の地域審議会の重要な課題として取り上げて、これを検討していこうということで私たちもいろいろな勉強して参りました。その内容については、ただ今いろいろお話がありました、そのとおりでございます。私どももそのことを踏まえて、市長さんに要望書を提出いたしました。

このことについての白紙撤回か、或いは内容の変更をしてくださいというお願いでした。それを出しましたのが9月の初めです。そして、9月6日に市長宛てに要望書を出しております。市長さんからのそのことに対するお答えが10月16日、溝辺の1日市長室ですか、溝辺に来られた日に、私たちの地域審議会に出席をしていただきまして、そのときに回答書をいただいております。皆さん既にご存知かもしれませんが、ちょっと回答の内容の主なところだけちょっと読ましていただきますと、まちの安全性や利便性、快適性といった質の確保を図るために、秩序を保ちながら、霧島市が一体となった合理的な土地利用を図るために、溝辺地域の都市計画を区域の変更を行いたいと考えております。しかしながら、今回、地域審議会より都市計画区域の変更、拡大についての要望をいただき、住民の理解が不十分であるとのことでございましたので、今後も引き続き都市計画を区域の変更について、皆さま方のご説明をさせていただき所存でございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。尚、この都市計画区域の変更と手続きにつきまして、これまでにご説明をさせていただいたスケジュールは延期したところがございます。こういうふうに締めくくってございます。ということは、この拡大についての市の方向性は全く変えませんと。但し、住民の皆さんがまだ理解していないから、もう少し説明をして続けてきますという回答でございました。それと、一番最後に読みましたスケジュールの延期をいたしましたという意味は、私の記憶の中では多分平成25年の12月にこのことを全部決めて、発行したいというようなスケジュールであったかと思えます。行政のほうが。というふうに、多分25年度12月の議会で決めるんでしょうか。というふうにお聞きしてはいたんですが、そのスケジュールをもう延ばしますよと、そのことをなしにしますという意味のスケジュールの延期だと私は感じておりますけれども、そういう回答書をいただきました。私どもはそのことのお答えをいただきましたので、また以後、地域審議会を開いておりませんが、今後とも引き続きそのことについて検討していく所存でございます。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。これより、陳情第15号について陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

この陳情書の文面の関係からまずお尋ねしますが、今、地域審議会長さんの藤沢さんのほうからは、地域審議会から出した要望書については、10月16日、1日移動市長室があったときに回答をいただきましたということでした。したがって、この自公連のほうが出された陳情書については市長から回答書が来たのでしょうか。来たのであれば、その回答内容はどのような内容だったのか。

陳述人 岩元 晃一 君

先ほど審議会長が言った回答が出てきたと思いますが、この件についてのこうだっ

た、ああだったという回答は受けておりません。

委員 岡村 一二三 君

そうしますと、地域審議会が出した要望書には回答書が来たと。自公連のほうが出された陳情書には回答は来ていないということで確認をさせてもらってよろしいですか。

陳述人 岩元 晃一 君

そうです。

委員 岡村 一二三 君

あと1点だけ。地域審議会の会長さんにお尋ねしますが、先ほど、回答書をいただきましたよということでしたので、10月16日地域審議会が開かれて、そのときいただきましたよということでしたので、回答書をいただいて、地域審議会の皆さんでそれについて議論をなされ、その後回答書を受けて議論をされた経緯がありますか。

陳述人 藤沢 征人 君

16日が審議会の当日でございましたので、その当日に回答書をいただきました。それ以後まだ日が経っていませんので、次の審議会、私ども開いておりませんので、そのことについてどういうふうにとすることは、まだ今のところは検討いたしておりません。よろしいでしょうか。

委員 岡村 一二三 君

まだ溝辺地区の審議会ではそのことについて議論はされていないということでした。そこで、ちょっと前に遡って、回答書を市長が渡したと判断するんですが、説明ではですね。そのとき、地域審議会の皆さんいらっしゃるわけなんですよ。その中でちゃんと回答書を渡すときに、市長がこういう要望に対して、こういう回答させていただきました今回はという話をされたのか。されなくて、文面だけを会長に渡されたのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

陳述人 藤沢 征人 君

もう少し16日の審議会の内容をお伝えしますと、冒頭私が一応あいさつということで立ちまして、その日はご存知のように朝から市長が溝辺支所においでなっております。午後の3時から審議会を開催して、その席に同席していただきました。というのは、事務局のほうでも段取りしたんですけれども、3時から会をして、5時頃には終わって、あと市長と懇談の酒席の場を設けながらいろいろな話をしようというスケジュールでございました。冒頭のあいさつで私が市長に、既に9月の段階で要望書を出しているがいつに返事はないと、どうしたことでしょうかというあいさつで半分皮肉を入れながら、隣にお見えでしたので言いましたら、実は多分そう言われるだろうと思って、今日印刷をして持って参っておりますと。ただ今から配りますからと言って、私のあいさつをしている途中で、既に事務局が回答書を配り始めました。というのが実情でございます。今申し上げましたように、その日は1番の議題と言いま

すのが、新しい市庁舎の新築計画があると。溝辺の審議会の皆さんに聞いてほしいという、その説明がほとんどの時間を割いておりまして、当然その市長のいただいた答弁書でしょうか、返事に対して、我々がどうこう意見を出す時間もございませんでした。新市庁舎の説明についても全く議論の時間はなくて、一方的に説明をお聞きしました。そこでもう時間がきましたので終わったんですが、当然のことながらそういういろいろな説明がありましたので、近いうちに早いうちに溝辺地区の審議会は開かなければいけないという考え方を持っております。

委員 宮内 博 君

今年2月にも同じような陳情書をいただいているところです。そのときにもかなりこの説明が難しく、行政用語が多くて、なかなか理解できなかったということでおっしゃっていらっしゃいました。今回も同じようにそういうふうにおっしゃっているわけですが、その主体はやっぱりもうちょっとこの住民の目線に立って、きちんと住民の皆さんが分かるように、しっかり説明してくださいよというところにあるのかなと思いますけれども、先ほどの陳情でも確認をしましたけれども、新しくそのエリアを拡大するというところに対して、これは見直しをしてくれ、撤回をしてくれという話ですよ。麓第1地区のことまで言及しておりませんのでそういうふう理解をしているんですけれども、その確認を。2月の段階でも1回させていただきましたけれども、お願いします。

陳述人 岩元 晃一 君

先ほどから申しますとおり、そのようございまして、拡大することは必要でないという意思是変わりません。

委員 宮内 博 君

それとその審議会の方にお尋ねしますが、先ほどのご説明の中で、執行部のほうから住民の理解が不十分と受けとめていて、今後もこの説明をしていきたいとおっしゃったという説明がなされたんですけれども。今後のスケジュール、いわゆる説明不足だと言っていることに対する行政側の説明スケジュールといいますか、そういうものはその時には示されたんですか。どうなんでしょう。

陳述人 藤沢 征人 君

記憶が定かではないですが、そういうことは言われたと思います。何度でも行って説明するよということ言っているはずですが、はっきりは覚えておりません。但し、依頼があれば行きますよというようなニュアンスのことは言われております。向うから積極的にこういうスケジュールで説明会を開きますよということございませんでした。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 20 分」

「再開 午前 11 時 23 分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、陳情第 14 号霧島市都市計画区域の用途地域からの撤廃（石嶺地区）を求める陳情書を議題といたします。執行部の見解の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

本市の用途地域につきましては、現在、合併前の旧国分市、旧隼人町及び旧溝辺町の都市計画区域内において設定されており、それぞれの地域の特性を踏まえ、適切な土地利用の誘導を図っているところであります。また、平成 22 年 3 月に都市の将来像や整備方針を示す計画である「霧島市都市計画マスタープラン」を策定し、地域の将来像とその実現に向けた地域づくりの方針を明らかにしております。その中で、溝辺地区においては、快適に安全で暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進め、用途地域周辺においては、それぞれの用途に応じた秩序ある土地利用の方針も掲げており、用途地域制度等を活用して都市基盤の整備や良好な住環境の形成を図ることが必要であると考えております。詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご願ひいたします。

都市計画課長 川東 千尋 君

当地域につきましては、旧溝辺町時代の昭和 50 年 9 月に鹿児島空港周辺の一部が都市計画区域に指定され、「明るく豊かな住みよい文化の街」そして「活力ある創造のまち」を基本理念に土地の合理的な利用を図るとともに、住みよい街づくりのために昭和 63 年 4 月に用途地域が設定されております。その後、平成 5 年から麓第 1 地区の土地区画整理事業が開始されましたが、多額の事業費を必要とすることなどから当初の計画より事業完了に期間を要している状況であります。用途地域の指定は、区画整理などの都市計画事業を行ううえで必要な措置であります。一方では、土地利用の用途の混在を防ぎ、都市の将来像の実現のため、必要とされる都市機能の配置により土地利用を誘導するという用途地域本来の重要な役割があります。また、霧島市都市計画マスタープランでは、溝辺地域のまちづくりの整備方針として、用途地域周辺において開発需要が比較的高い地域については、都市基盤の整備や緑化の推進等により住環境等の形成を図り、快適な住環境を確保するため基盤未整備地区についても土地区画整理事業等の面的整備事業の必要性を検討することといたしており、合併前の溝辺町での構想を継承し、石嶺地区等における土地区画整理事業実施の余地を考慮したものとなっております。このたびの陳情は、都市計画税条例が本議会に上程されたことを受け、課税対象区域が市内の用途地域全域となることを懸念して、用途地域の中から石嶺地区を除外して欲しいという趣旨の陳情であると思われませんが、用途地域

の廃止は、都市計画の変更として手続きを行うこととなり、都市計画審議会での審議においても正当な理由付けが求められるため、冒頭の用途地域設定の経緯を踏まえ、（前述の）用途地域の本来の役割や、石嶺地区の今後のまちづくりの方針などについて、地域の方々が慎重に議論し、十分に理解をいただく必要があると考えております。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。これより、陳情第14号について執行部への質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 徳田 和昭 君

これだけの陳情が上がってくるっていうのは、やはり説明が十分でなかったり、またその中身も具体的でなかったのではないかとということが考えられるわけですが、行政側としてはどのように考えておられますか。その説明会について。今後もやられるのか。また、今までやってきた説明は適切であったのか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいました説明会の話でございますけれども、説明会については今まで私どものほうでやってきたのは都市計画区域の拡大の説明をいたしております。この用途地域からの撤廃についてということについて、用途地域を外す、或いはそういう用途地域をどうだという説明はいたしておりません。ただおっしゃいましたように用途地域内に都市計画税を云々という議論の中では、税務課辺りとお話をして、向こうが主体となって事前に若干説明した経緯がございます。ただ、具体的に説明をしたのは1回しか今のところは、正式な形でまだ条例として議会のほうでやはりいただいておりますので、事前説明だけを1回やっているということでございます。

委員 宮内 博 君

石峯地区が用途地域として指定されるとき経過には、いろんな経過があるようです。かなり時間的に経過もしておりますので、そのときにどのような議論があって、そしてその用途地域として指定されていったのかということについての検証というのはなかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども。ただ、地域住民の皆さんにとっては新しく課税されるエリアの中に、この用途地域が含まれる。当然、用途地域として指定されている石峯地区もそれに含まれるという形になると、新たな負担が当然出てくるということになります。がゆえに、歴史的な経過の検証や、そしてその上に立って住民側にきちんと住民の皆さんの側に説明するという点で、私はかなり不十分であったのではないのかなと思うんですけれども、その辺はどんなふうにお考えになっているんですか。今回の陳情書が提出されるようなことを受けてでありますけれども。要するに、申し上げたいのはですね、用途地域の指定をするに当たってですね。まず随分時間が経っているわけですね。用途地域に指定をされてからですよ。そのときに、例えば都市計画税の課税の関係について、その当時ですよ。お話しをお聞きしますと、都市計画税については課税しないんだというようなことも説明がなされ

た背景があるということも含めて、また同時に、用途地域として指定をされる時の地域住民に対する説明でありますとかですね。そういうものがどんな形でなされたかということを検証された上で説明がされたんですかということを知りたいわけですよ。そのこのところの説明が不十分だったんじゃないですかと、そういうことがこの陳情書の中には背景として伺えるものですから、そのことをお聞きしています。言ってること分かりますか。

都市計画課長 川東 千尋 君

石峯地区を含めて、論地、麓、西原とかですね。そういった今現在溝辺地域の用途地域があるわけですが、それにつきましては、昭和 63 年当時の用途地域の設定という時点では先ほど私が冒頭申しましたように、基本理念があって土地の合理的な利用を図るということから、用途地域が設定されて、その後、区画整理という具体的な事業に入っていたと。その区画整理の中でも 4 工区構想というものは、当時溝辺町の中でありまして、この石峯地区も一応入っているといったような経緯がございまして、そういった溝辺地区の都市計画のそういった構想や国分、隼人ではマスタープランというものがありましたが、そういったものを継承した形で今の霧島市の都市計画マスタープランというものをつくっているわけがございまして、石峯地区のこの陳情書の中ではですね、区画整理を含めてなかなか事業が進まないといったようなことから、計画が示せないというようなことも書いてございしますが、当然麓原が今継続の中で、まだ石峯地区についての具体的なこちらからのお話というものも持ってはおりませんし、計画というのは示していない状況なんですけど、構想としては、やはり 4 工区分がいまだに継承はされているという認識で我々はいるわけがございまして。そのようなことから用途地域についても当然必要な措置でございしますので、今現在のところは用途地域は撤廃ということは考えてはおりませんが、それについて課税という方向から今税務課を含めて議論がなされた形で国分隼人の用途地域を含めてですね、用途地域全体に対して課税するという方向性が出てきたということがございまして。

委員 宮内 博 君

課税面では今回新しく条例を提案される予定にしていますからですね、石峯地区を除くという形でですね、あるんですけども、やっぱり 1 回だけの説明で事を済ませるということにもかなり問題があるんじゃないのかなと。同時に、私どもは口述書をこういう形でペーパーでもらっておりますけれども、非常に難しいですね。行政用語というのは。それで、理解が非常にしにくいと、紙に落としてもなおそうですから、口頭だけ説明をするとなると、地域の住民の皆さんにとっては非常に理解しにくいというのがですね、事の発端にもあると。後ほど議論をするもう 1 件の陳情書にも、説明が極めて不十分だというふうに書かれているわけですよ。それで今回のこういう陳情書を踏まえて、その辺のことはどんなふうを検証されているんですか。

建設部長 篠原 明博 君

今委員がおっしゃいますように、用途地域の今後の適切な見直しというのは当然出てくるかと思います。先ほどおっしゃいましたように、今回当初の段階では現状において私ども用途地域の中のその当時の色んないきさを踏まえまして、まだそういった面的整備が残っているというようなこと、或いは住環境を守らないといけないというようなことで用途地域というものを一つの大きな目安として都市計画マスタープラン等でも謳っているわけですので、そういった意味で現状においてはその用途地域は現状のまま維持するということがございました。ただ、それとあわせて今回、都市計画税の話が出て参りました。その段階では、現状に置いて、色々庁内で議論いたしました結果、例えば国分、隼人で今都市計画税がかかっている状況、或いは不均一な状況等を踏まえまして、現状において新市である都市計画区域内の用途地域に税金を応分の負担をいただくというようなことで、方向を決めたわけですので。その説明につきましては、いろいろ総務部あたりと議論いたしまして、いつの時点からどうだという説明すべきだということは、経緯も色々あったわけですが、事実として1回しかいたしていないわけです。ただ、私もこういう用途地域を持っている部署といたしましては、現状で1番の用途地域というもので、一応理解いたしておりますけれど、いろいろご議論いただきましたように、合併して色々な実情、事情も変わってきているところもあります。そういった面は、先ほどちょっと出ましたように、今後都市計画区域の見直しを含めた形で、それに合わせた適正な用途がどういう形であるかというのは、十分今後検討していかないといけないと思っておりますけど、現状において、即、こういった撤廃をとということになりますと、いろんな上位計画の見直し等も踏まえて、ありますので、そういったところを総合的に見直しながらやっていくということで、そういうのもやらないといけない検討課題だというふうに思っております。

委員 宮内 博 君

それで、できるだけ行政用語を使わないですね、平易な形で住民の皆さんに説明をするということの必要性というのも当然問題が提起されてというふうに思うんですけども、そここのところについての見解がありませんでしたので、再度お願いします。

建設部長 篠原 明博 君

今後、別途あります都市計画の区域の拡大についての説明、それにあわせてそういった都市計画のできた中での都市計画の一つである用途の説明というのは、今後住民の方々にもしそういった見直し等の検討をすれば十分に分かり易い言葉で説明していきたいというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

それとですね、陳情書の中にあるんですけども、今後の事業計画を示すことなく都市計画課税を課税することについてはですね、到底納得できないとなってるわけですね。それで、事業化計画をどのような形で今後お示しをしていくのかという

こととも当然関わってくるというふうに思うんですけども、住民の皆さんもそういう計画が示されたら、また住民の側ですね、よく議論をしたいというようなことでもございました。そこで、執行部としては、どのような計画をどういう形で、どのような時期に示そうと考えているのかですね、どのような検討をなされているかということについてお聞きしておきたいと思います。

建設部長 篠原 明博 君

現在、こういった用途地域の中、特に麓の区画整理に準じて、次の周辺地区の区画整理事業をどのような形で事業化していくかという話だと思いますけれども、私どもこの都市計画マスタープランの中に引き続き面的整備等の検討をということでございます。そういった中で区画整理も一つの方法、或いは違う形の整備もあるかと思えますけれども、そういった事業化につきましては現在の麓第一区画整理事業の進捗状況を見ながら、その周辺を今後どういった形で整備をしていくかということも今後の課題でありますので、そういった進捗状況の中でまた判断されるべきものだと思います。

委員 宮内 博 君

要するに今の段階では示すことができないという話ですよ。ですから、当然の課税エリアから今回除外しようということになったかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

建設部長 篠原 明博 君

今回の都市計画税の徴収でございます。用途地域の持つ二つの、例えば土地利用的な面、或いは都市施設の計画の面、両方あるかと思いますが、今おっしゃいましたように、都市計画事業が見えない状況でございましたので、今回はそういった形で事業化が見えないところについては、今回は除外する方向で税を進めていくと。今後また事業化が見えてきた段階でまた再検討するということになるかと思えます。

委員 岡村 一二三 君

この陳情 14 号はですよ、都市計画税の関係と区域の関係、従って、総務部長と建設部長の管轄に 2 つにまたがっているわけなんだが、この陳情書が提出されて、この建設部と総務部で議論された経緯を簡単にお示しいただきたい。

建設部長 篠原 明博 君

今回の陳情が出ました段階で、石峯地区を用途地域からの撤廃ということの陳情でございました。その中で、内容的にはそういった事業化が見えない中での用途地域に都市計画税等の課税が非常に納得できないというようなことでもございましたので、総務課、総務部の方と私ども建設部のほうでいろいろ議論をいたしました。また、先日の総務委員会の中でも建設部と総務部のほうで説明をいたしまして、一応この用途地域の撤廃ということにつきましては、先ほど私のほうが建設部のほうとしては、こういう用途というものは非常に今後のまちづくりを進める上で必要なことだというふうな議論をいたしました。その中で都市計画税につきましては、やはり事業化が見えない

いところについてはなかなかそういった市民の方々に理解をもらえないんじゃないかということでございまして、用途地域については現状のまま、或いは今後、見直しを含めて検討することも今後進めるわけですが、今回の都市計画税についてはやはり事業化が見えている国分、隼人の都市計画区域内と溝辺地区のそういった麓第一区画整理区域内に限って、そういう方向で進めていったらどうかということで、協議をし、新たに今回議案として提案させていただいたという流れでございます。

委員 岡村 一二三 君

税金の話は総務委員会なんだけれども、この用途地域のお尋ねするんですが、今日まで合併前の隼人、国分の用途地域にかかる目的税ですね。これをいただいていたところを貰わなくしましたよという話も経緯があったですね、説明。具体的に言うと、1点だけ言うと下井のほうの敷根地区ですか、計画税をいただいていたのを今回除外しますという話もあったんですが、そうしたときに、その敷根のほうの用途指定地域の解除、それらについてはどのような経緯を踏まえて課税をしないということになったのか。ちょっと分かっていたら教えていただきたいんですが。絡んでくると思うんですよ。この陳情書と。

建設部長 篠原 明博 君

今議員おっしゃいましたように、再度これまでの経緯と、今後の考え方を整理してお話を申し上げたいと思います。今までは旧国分、旧隼人町におきましては、都市計画区域内の中で、ある程度その市街化区域を想定したものの中で、国分、隼人それぞれ違う形で税金も徴収していたわけですが、隼人におきましても国分におきましても、用途地域プラス用途地域外の都市計画区域の中でそういった市街地を形成する区域について取っていた実情がございまして、でもその中でも、やはり国分方式と隼人方式で色々取り方が違うということもございまして、やはり不均一だということも、今回私どもが合併いたしましたして、霧島市として、ある程度方向性を出すためには、この都市計画税の基本的な考え方でありまして市街化区域を想定した区域に、そういった税金を徴収するという基本原点に戻りますと、私ども霧島市は市街化区域を、線引きといいます、市街化区域を張っておりませんので、張っていない地域については、用途区域をある程度市街化区域として想定をして、それに伴う都市計画税を用途区域に限るといった大原則に戻って今その方向性を出したわけですが、先ほどおっしゃいましたように、下井、敷根につきましては、都市計画区域内ではございますが、用途地域を張っていない区域でございまして、今回用途を張る張らないという議論じゃなくて、現状における用途地域内に限って、都市計画税を統一して徴収するという方向性を出したということでございます。

委員 岡村 一二三 君

この話はですね、ここでしていただけたわけなんですよ。分かってはいたんですよ。それはなぜかということ、陳情15号の審議もこの後執行部に聞くわけ

なのですが、やっぱり住民とすると、過去の経緯を踏まえて、都市計画区域を設定すると、課税がいつでもできるわけですので、されるんじゃないかという疑念もお持ちなんですよ。例えば先の地域の関係も、用途指定はしていなくても、事業はしているわけなんですよ。街なみ整備。そうして課税をしてきた経緯もあるわけなんですよ。だから、そこを明確に住民に説明をしていないから、都市計画区域を反対ですよとか、いろいろ出てくると思うんですよ。それと、住民の同意をもらわないで執行部でこういった綺麗な文言を装飾したものばかりで説明をしても絶対住民は納得できないわけですよ。もうちょっと具体的に踏み込んで、何十回でも出向いて行って住民と議論をしていただいて、しないからこういう陳情書が何回も何回も出てくるわけなんですよ。だから、もうちょっと執行部は考えていただきたいんですが、住民があって役所があるわけなんですよ。そして職員がいる。我々がいるということなんです。だから、原点は住民自治だと。住民のための行政だということをよく理解して話を進めていただきたいんですが、この用途地域の廃止については都市計画審議会での審議においても正当な理由づけが求められるということなんですが、これをもうちょっと具体的に説明していただけませんか。

都市計画課長 川東 千尋 君

用途地域の変更とか廃止、指定もそうなんです、そういったものは、都市計画の手続ということになりますので、当然市の都市計画審議会での審議、決定という手続が必要であります。そのときに用途地域をなぜ廃止するのかといったようなときに、当然十分な理由が求められると。ですので、区画整理課という溝辺町時代からの構想はずっと引き継いでいて、その時期は今の時点では明確に示せないということですが、単純に税の議論から用途地域を除外するとかといったような話では当然正当な理由にはならないかと思しますので、その辺のところも踏まえて、最後に申しましたように今後のまちづくりでありますとか、用途地域の本来の目的ですね。今現在、あの地域は、そういった、特に地域の中に支障となる工場とか大きな建物とかないわけですが、そういったものとの混同または混在というのも想定されるとすれば、なぜ用途を外すのかとか、いったような議論になりますので、そういったところから外すとしてもやっぱり十分な理由付けが必要であるということでございます。

委員 岡村 一二三 君

もう一点だけお尋ねしておきますが、先の都市計画審議会です、会議録を見た限りでは、溝辺地区の地域審議会が出された要望書について、回答したのかという議論がなされていたようです。それについて課長のほうでしたかね。回答は出していません。説明をしている。これまで何回も説明しているというような文面だったと思います。そうして、審議員の方からそれはおかしいと、地域審議会のあり方はそうじゃないということで回答書が出されたのかなと思っているんですが、そこで、今回の陳情書は溝辺町当時に約束された石峯地区の土地区画整理事業について事業計画を示せ

ないのであればという文言が入っているんですが、そうしたときに、今課長のほうで説明があった後段のほうなんだが、石峯地区の今後のまちづくり、これは峯がちょっと違うと思うんだけど、今後のまちづくりの方針などについては地域の方々が慎重に議論し、十分に理解をいただく必要があると考えられるということなんだけれども、この仕掛けは、住民が議論をして申し出をすれば計画に載せていきますよということに受けとめるんですけど、やっぱり行政は溝辺町から霧島市に引き継いでいるわけだから、霧島市が計画を示して住民の理解を求めると。この筋が当たり前だと思うんだが、執行部はどのように捉えているのか。

都市計画課長 川東 千尋 君

この最後の文章につきましては、前述のと書いておりますが、それまでのずっと経緯もございまして、このような陳情の趣旨というのは、やはり今回用途地域以外が課税の対象なるといったことからの一番のご懸念の趣旨であろうということから、用途地域から除外、撤廃してほしいということだろうということ、想定いたしまして、ただそうなる先ほども言いましたように、用途地域の本来の役割というのは何なのかといったことや、先ほど言いました土地区画整理事業含めてこの石峯地区が今後区画整理事業は絶対的に必要ないのかといったようなまちづくりの方向性というのは、もう少し住民の方々にもご理解をいただいて、この用途地域を税金がかかるから除外してほしいということではなくてですね、もうちょっと我々と一緒になってそういった今後の事業でありますとか、用途地域の本来の役割というのを、こちらで説明いたしますが、十分に理解していただきたいといったような趣旨で書いたものでございます。

委員 岡村 一二三 君

分かりました。ということは、執行部のほうで日程調整をして、地元の方に連絡をし、日程調整をしながら議論をしていくというふうには捉えてよろしいですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

今のところ事業計画地についてはまだお示しできないわけですが、いろいろなそういった用途地域の本来の役割、これは石峯地区につきましては先ほど部長が言いました9月15日に呼ばれてですね、税務課と一緒に我々も行ったわけですが、そこに出席された方々には、用途地域についての資料ということで、このような比較的わかりやすいような1枚紙をお配りしてですね、事業とかそういったものではなくて、今、第1種住居地域ですかね、そういった指定を受けている本来の役割というものも十分にご理解をいただきたいといったようなことはお話をしたわけですが、それでまだ不十分であるようであれば、我々としてもまた説明を行いたいと思っております。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように、本来の用途地域のこういった土地利用の面で例えば住居系であるとか、商業系であるとか、工業系という土地利用があるんですけども、

そういった本来の住環境の保全のための土地利用であったりとか、或いは、そういう混在を防ぐためのいろんな施策であったりとか、いうのも含めて用途地域の持つ意味でございます。そういったものを含め、また、おっしゃいました事業計画についても、また違う面での、じゃあそういった用途地域の中でどういった事業で、そういった住環境或いは整備をするかというの必要な観点でございますので、そういった用途の持つ住環境の保全と。或いはそれを進めるための基盤整備のあり方については、今後いろんな形で地域の皆様と中に入って議論していくべきものだというふうに考えております。

委員 吉永 民治 君

我々はですね、部長、課長の説明を聞けばある程度分かるわけですよ。地域住民の方々に、用途地域といった場合は、それを仕事にしている、業としている人は分かると思うんです。一般の市民の方々は用途地域が何であるか、例えば第1種住専がどういうものなのか、第二種住専がどうなのか、住居地域がどういうものなのかというのは理解されていないと思います。だから、用途地域云々、15号にもつながるんですけど、都市計画区域を指定する、この本来の目的、都市計画法の持つ目的、そして、その中に入ってくる文言ですね。こういったことをやはり住民の方々に分かり易く説明していないんじゃないかということをや非常によく感じるわけですね。だから住民の方が、何が何だかさっぱり分からんと、一方では税金がかかるそう、これでは困るぞというような単純な発想の中で反対っていう言葉が出てくると思うんです。だから本当に住民の方々が理解できる都市計画法は何の目的に施行されているのか。或いはその中でのそういう用途地域はどういうものになるのか。あと都市計画区域を指定することがどういうことなのかということを知り易くやはり説明すべきであろうというふうに私は思います。それについてのまたお考えはあるんでしょうけど、今ここではお尋ねしませんが、やはり問題としては、説明しました例えば先ほど宮内委員からもありましたように、文書で我々への説明があるわけですけど、これは地域住民の方が見ても中々掴めないと思いますよ。だからこれで説明したんだということをやですね、何回繰り返しこれを持って行って説明してもですね、地域住民の方はなかなか掴めない、理解できない部分があると思いますので、やはり説明の仕方についてはですね、もっとお考えになっていただきたいなというふうに強く感じるところです。そして、質問ですが、先ほど15号の関係でちょっといろいろ質疑の中で地域の方からできたことの中で、石峯地区について具体的なそういう課長からも色々できないという話もありましたけれども、都市計画事業が計画されて、どういったことになるのかということをやですね、示されれば、課長に今岡村委員からも質問があったように地域の方々がそれぞれ議論してですね。それに対する答えを出したいという言葉も出てきたわけですから。やはり今据え置きになっているような感じですけども、この石峯地区について将来的にどういう計画を持って臨むのかという。或いは青写真をどうしてい

くのかということ考えた場合、時間的に今立ち上げていった場合、その行程って言いますか、経過って言いますかね。どうなっていくのか、その辺のことはここで話しできますか。どのくらいかかるのか。例えば国の認定だって必要になってくるでしょう。国との協議が必要になってくる。県との協議も必要になってくるでしょうし、そういったものをすべてプロセスっていうのをちょっと説明していただけますか。もし石峯地区に区画整理事業を導入しようとする場合ですね。立ち上げようとする場合、どのくらいの日程的な行程が必要なのか、その辺の説明をお願いできますか。してないんじゃないかと、これからしようとした場合、どのくらいかかりますかということも聞いてるわけです。例えば隼人地区の駅東の問題もありますよね。だから計画を立てて、いざ区画整理事業をはじめようとする場合は、諸々測量も必要だろうし、作図が必要ですよ。こういう計画で進むんですよという書類を揃える。これは都市計画法何条ですか、11条でしたっけ。何かそういうものが書いてありますよね。その順を踏んで、準備していくとしたら、どのくらいの日程、プロセスが必要ですかということも聞いてるわけです。

建設部長 篠原 明博 君

今、事業を計画し、それにかかわる、どのくらいの期間が必要かということだと思いますが、区画整理事業というものにつきましては、やはり地域の地権者の皆様の合意形成、或いは地域の盛り上がりというものがないと、なかなか難しいわけがございます。行政といたしましても、そういった地域に入って、地域の皆様がどうしてもこういう形でやりたい、こういった合意形成できたから方向が出た時点で、やはり市もそういった事業スケジュールを考えるべきであります。それとあわせて、やはり今麓第一地区がこういった形で事業が進んでおりますので、そういうスケジュールとあわせながら、そういった事業スケジュールの中で、やはり私は、地域の皆様と市と一緒に入って、そういうまちづくりについて、こういった方向でやろうという合意形成が為されないとなかなか難しいかと思えます。ただ、行政といたしましても、そういった一つの面的整備を検討するというようなことも謳っているわけですので、そういった方向でどういう形で進めたらいいかというのは、今後やはり地域に入って、いろいろお話を聞いてから進めるべきもので、ちょっと事業期間については、そういったスタートしてからやはりいろんな計画書作り始まるわけですので、その前に、事前にはそういった合意形成を図ること、先ほどからお話があるように、分かり易く地域にお話をして、その中でこういう方になるというのは十分説明をしていかないといけない。それがあ程度を方向が見た時点からスタートだというふうに考えております。

委員 吉永 民治 君

先ほども言いましたけれどもね。地域の方々は、市の方である程度そういう計画を示してくれば、十分協議したうえで判断していくっていうお答えも出てるわけです。

から、できれば早めに地域に入ってください、どうでしょうかと、このような計画を進めていきたいんだけど、皆さんどうでしょうかと、皆さんのご意見はどうですかというのを、要するに中に入って話されてみたらどうですか。その辺は動きを始めていただきたいと思います、どのようにお考えですかね。

建設部長 篠原 明博 君

私どもも、例えばこの石峯に限らず、この前の都市計画区域の説明のときにもお話をいたしました。やはり各地域が持つそのまちづくりの方向性というのは、それぞれ地域の特性があって違うわけでございます。そういった中で、やはりその地域にあるべき姿、それから将来のまちづくりというのは違うわけでございますので、今後例えばまちづくりを進める上で、例えば都市計画事業、或いは区画整理に限らず、違った意味での環境整備というのはいろいろあります。都市計画区域を張ることによって、例えば都市計画事業でなくてもいろんな環境整備は十分可能性があるわけでございますので、私の方法としては、まずまちづくりと方向性をどういった形で進めようかと、そういったまちづくり勉強会的なもので地域に入って色んな御意見を聞いて、その中で一番それに合った事業をどういう方向に進めようかというのが一番大事なことであるかと思えます。その中の一つとして区画整理事業もあるということで、あくまでも区画整理事業に限ってぜひこれでいきますということだけでもないかと私は思っております。

委員 吉永 民治 君

その話は良く分かりました。だから今申し上げておきたいのは、また地域住民の方々の要望でもあると思うんですが、大体そういった方向性というか、作業が始れば、即撤廃しろとは言わないというような私は感じを受けましたのでね。その辺も含めてですね、もっと十分地域の方々と話し合ってみてください。以上です。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。開会は13時とします。

「休憩 午後 12時 07分」

「再開 午後 1時 00分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第15号霧島市都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】に反対する陳情書を議題とします。執行部の見解の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

陳情第15号霧島都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】に反対する陳情書について、ご説明申し上げます。都市計画区域につきましては、合併前に旧霧島町を除く、旧市町ごとに指定されておりましたが、1市で1つの都市計画区域として、再編し指

定しようとするものであります。今回、溝辺地区自治公民館連絡協議会会長からいただいた陳情書では、今年2月にいただいた陳情書と同様に都市計画区域指定の必要性が理解できないというご意見もございますが、現状での総合支所周辺の活力低下について記載され、市の説明責任や計画の進め方についてご意見をいただいております。この都市計画区域の変更は、まちの安全性や利便性、快適性といった質の確保を図り、秩序を保ちながら、霧島市が一体となった土地利用を図るために必要であることから、市としましては、今後も、住民の皆様にご理解いただけるようにわかりやすい説明を行い、より良いまちづくりを地域と協働して進めていきたいと考えております。詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

都市計画課長 川東 千尋 君

それでは、私のほうから陳情第15号につきましてご説明いたします。今回の都市計画区域の見直しにつきましては、合併後の霧島市としての総合計画、都市計画マスタープランなどに基づき、地域の拠点である各総合支所の周辺など、既に生活圏が形成されている地域をもとにした区域の見直しに重点をおいたものとなっておりますが、その案につきましては、国・県の都市計画運用指針に基づき、土地利用の状況など様々な観点から総合的に検討をおこなったものであり、これまで議会にもお示ししているとおりでございます。陳情書の前段の部分に関連して申しますと、溝辺地区では、昭和50年に、鹿児島空港の開港や、その周辺地域の開発に即して一部が都市計画区域に指定されており、昭和63年には、住居、工業、商業など、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて用途地域の指定が行われ、その後、平成5年から土地区画整理などの事業が行われてきております。一方、都市計画区域に指定されていない溝辺総合支所周辺は、従来から周辺住民へのサービス機能が集積しており、他の総合支所周辺と同様にこれからも地域の拠点として振興を図ってまいりたいと考えているところであります。また、国道504号の沿道においては、集落が連続して分布しており、今後この道路が整備されると交通量の増加や、建築物の立地、さらには開発などの都市的土地利用が進むことも想定されます。このようなことから、まちの安全性や利便性、快適性といった質の確保を図り、秩序を保ちながら、霧島市が一体となった合理的な土地利用を図るために溝辺地域を含む都市計画区域の変更を行いたいと考えております。次に、この都市計画区域の変更につきましては、昨年の7月に議会に素案をお示しし、これまで溝辺、霧島の両地域審議会への説明や、溝辺地区の自治公民館連絡協議会への数回に及ぶ説明を行ってまいりました。また、溝辺地区、霧島地区及び妙見地区の3地区を対象といたしまして、各地区2回、計6回の住民説明会を行ったところではありますが、このたび、地域の皆様から都市計画区域の変更（拡大）に反対する陳情をいただき、住民の理解が不十分であるとのことでもございましたので、機会を見ながら、今後も引き続き説明をさせていただきたいと考えております。陳情書にあり

まず都市計画審議会への諮問につきましては、住民説明会を一通り終えて、本市の付属機関である審議会の委員の皆様からも広くご意見をいただくためのものであり、案件について決定を行うといった趣旨のものではございませんので、陳情者の方々にもご理解をいただきたいと考えます。

委員長 池田 綱雄 君

ただいま、説明が終わりました。これより陳情第 15 号について執行部への質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

先ほどの陳情書とも関連をするものであるわけですが、これまでの住民の皆さんを対象にした説明について、非常に説明自体がわかりにくいということでありまして、同時に十分理解をしていただけていないということになってるわけです。それで執行部のほうからの説明でも、今後も引き続き説明をさせていただきたいということなんですが、聞くところでは、いわゆる受身の説明の機会を設けるといような形になってるんじゃないのかなと、いわゆる自発的に執行部のほうからスケジュールを示して、こういう形で説明をしたいということにはなっていないように私は受けとめているんですけれども、その辺はどういうふうに確認できますでしょうか。

都市計画課長 川東 千尋 君

私どもから地域に対する説明といたしますのは、経緯といたしましては、今年の7月に全員協議会で議員の皆様はこの素案というものを示して、その段階で税の関係もいろいろあって、十分に慎重に行うようにというご意見もいただいたところございまして、その後、住民説明会に入るといったような法的な手続を控えていたところございまして、4月を経て8月になった段階ですでに地域の皆様から、そのような情報を得てですね、1回説明に来てほしいといったような要請がありまして、まだこちらの体制も不十分なままでお話しに行ったのが1番最初の段階でございます。その時に当然税の話が出まして、それについてまだ方針が決まっておらなかったもので、こちらの説明が足りない、或いは、都市計画区域そのものについての説明が非常に難しい部分があるといったような、いろいろご意見もいただいたわけですが、それらのことを踏まえて、これまでずっと1年以上、議会の皆さんを含めて御議論いただいたわけございまして、都市計画審議会というものも今回開催してそちらのほうの意見もいただいておりますので、そういった意見を基に今後こちらのほうからですね、当然、住民説明会というのはこちらのほうから出向いて、段取りしていくものでございますので、やはり住民の方々への全体を対象とした説明会というものを主として、後はこの今回陳情挙げていらっしゃる団体の代表の皆様方に対してもですね、こちらのほうからご説明をしていきたいと考えております。

委員 宮内 博 君

そのスケジュールが分かっているならばお示しいただきませんか。

都市計画課長 川東 千尋 君

先ほど言いました住民説明会とその陳情者の自治公民館団体連合会ですか、この公民館の館長さんの皆様方の会もあるわけですが、7月に行いました住民説明会にも非常に熱心に館長さん方々も2回溝辺地区でも行ったわけですが、2回目のほうもまた来ていただいたりといったところもございますので、私どもといたしましては、まず、広く住民の方々を対象とした説明会というのを、今から準備をいたしまして、年が明けて1月、2月、年度内にはですね、もう1回行いたいと考えております。それは当然、今回の税条例の経緯も踏まえてのこともありますので、若干そんな時間をいただきながら、年が明けて、年度内に住民説明会というのを今準備をしようとしているところでございます。

委員 宮内 博 君

住民の皆さん方の理解が不十分であるということでの、住民説明会というようにおっしゃっているわけですね。十分にこの説明を果たすという意味での住民説明会というふうな捉え方というよりも、今の課長の考え方は今回の恐らく12月議会の議論を経た後のですね、決定がなされた後のことについて説明だろうと思うんですけども、住民の皆さん方が求めておるのはそうではないんじゃないのかっていうふうに思うんですね。これまで開催されてきた説明そのものが非常に難しく理解が出来にくかったということを背景にしたものだと思いますので、そこのところをもう少し検討する必要があるんじゃないかと思えますから、それはぜひご検討をお願いしたいと思いますが、もう一つお尋ねしたいのは、地域審議会との関係でありますけれども、地域審議会からの質問に対して回答が出されているということでありまして、それについては、この委員会に資料の配布をいただけませんか。

建設部長 篠原 明博 君

それでは、コピーをして配布をさせていただきたいといえます。

委員 宮内 博 君

それではすぐお願いします。それともう一つですね。その配布をなさる時の、1日移動市長室で、今後の都市計画区域の指定に当たって、従来考えていたよりもスケジュールそのものを延長したいということで、説明もなさっているようではありますが、どのような説明をなさったのかですね。そこのところをお聞きをしておきたいと思えます。

都市計画課長 川東 千尋 君

溝辺地区で行われました1日移動市長室の際には、確か石峯地区の代表の方々と市長と語る場であったかと思いますが、その時にお話ししたことといえますと、それまでに9月に上程をされた都市計画税条例が継続になりまして、我々のその都市計画審議会等でもいろいろご意見もいただいたことから、スケジュール的に当初集中改革プラン等で示しておりました、平成25年12月の都市計画区域の見直しということが、

非常に困難であろうというふうな結論にここ数か月内に至ったものですから、そのようなことから、そのような経緯を踏まえて、住民の方々にもこのような状況であれば手続上は、さらに延期することになりますといったような趣旨のお話をしたかと思えます。

委員 宮内 博 君

ということは、その集中改革プランの中で目標年次として定めている平成 25 年 12 月よりも、その計画そのものを先延ばしになるということだけをおっしゃって、大体いつ頃にといつところまで明言してないという理解でよろしいわけですね。

都市計画課長 川東 千尋 君

いつ頃という期間は、我々としては一応スケジュールを練り直してですね、変更案という形で我々も今、手持ちではいるんですが、そのことについて大方の期間を言ったかどうかということまでちょっと記憶しておりませんが、今のところ当然 25 年 12 月が伸びるというスケジュールで我々のほうとしては進めています。

委員 岡村 一二三 君

課長にお尋ねします。部長でもいいです。先般、審議会がありましたよね。そこで溝辺の地域審議会から出された要望書の点について、会議録では質疑がなされて、さあどうかということがあって、10 月に先ほどの 1 日移動市長室で回答書を渡したということですよ。こっちのほうの陳情第 15 号についての回答書はどうされたのか。まず、そのことから。

都市計画課長 川東 千尋 君

陳情第 15 号につきましては、平成 24 年の 10 月 16 日付けで回答をいたしております。14 号につきましても、同様に取り扱ったと思いますが、再度確認してから 15 号についてはまた回答させていただきたいと思えます。

委員 岡村 一二三 君

再確認しますよ。今、15 号については、10 月 16 日付けで回答しましたよというように聞こえたんですが、それは地域審議会への回答書ではなかったんですか。そこをちょっと確認させてください。この 10 月 16 日付けで、この陳情第 15 号で回答書を出していらっしゃるれば、その写しもいただきたいと思えます。先ほどの地域審議会のほうへの回答書と一緒にしょうから。

都市計画課長 川東 千尋 君

10 月 16 日付けで、地域審議会と自治公民館連絡協議会のほうにどちらも回答いたしております。それから、ただ今確認いたしました、用途地域の撤廃石峯地区を求める陳情書につきましても回答をいたしております。

委員長 池田 綱雄 君

それについての回答書の写しをいただきたいということですが、それについてはどうですか。

都市計画課長 川東 千尋 君

また後ほどコピーをいたします。

委員 厚地 覺 君

参考までにお伺いしますけれども、溝辺地区は畑灌事業で相当の事業を行っており、そしてまた農業振興地域計画に入っているわけですが、これが都市計画の用途区域と、そしてまた農振地域とはどのような関連のあるのかお伺いいたします。

建設部長 篠原 明博 君

地区の説明会でもいろいろ御質問があったんですけども、原則的には農業振興地域と都市計画区域は併用、ダブってもいいというような状況になっておりまして、その地域地域によって、例えば農振地域の農業サイドの事業を進めたり、或いは都市計画による都市計画事業を進めたりというのは、農振地域と都市計画区域がダブってもいいというふうになっています。ただし、用途地域となりますと、あくまでも都市的利用に限って用途を張りますので、当然用途を張るとなりますと、農業振興地域からの除外という形になりますので、原則、用途地域内は都市計画区の都市的利用を図るというようなことでございます。

委員 厚地 覺 君

今年度から農振の見直しをやっているんです。それを用途地域の指定をしようとして、農振地域をかってに外すということはないでしょうね。

建設部長 篠原 明博 君

あくまでも用途地域を張るという事につきましては、農業サイドとの協議があって農業サイドの回答、そちらのほうの了解がないと都市的利用は図れませんので、そこ十分協議をした上で用途を張っていくということになっております。

委員 厚地 覺 君

もう1件伺いますけれども。先ほど、課長の説明の中で国道504号線の沿道においては、集落が連続して分布しており、今後この道路が整備されるとありますけれども、この道路が整備される計画があるんですか。これもですね、整備されても、はたしてあの地域で今後人口増が望めるのかどうか、ちょっと疑問に思うわけですが。整備が行われる計画はあるわけですか。

建設部長 篠原 明博 君

今、この表現の中で整備が進むということですが、504の整備計画については、今、国、県と協議をしながら、溝辺からさつま町のほうに地域高規格道路として、整備が進んでおりますので、状況としては今、さつま町のほうからどんどん整備が進められておりまして、計画の中にこの溝辺地区504号の周辺が入っております。この整備については、まだどういう形で整備をするかという方向性は出ておりませんが、やはり、さつま町、あちらの薩摩のほうから相当な交通量が入ってくるというようなことで、そういった状況を踏まえての、やはり504の改修が必要になってくる

というような理解でございますので、現実的にどこをどういうふうに 504 を改良するかという具体的なところまできておりませんが、前後の整備方向からすると、やはりあそこの整備していかないと、相当な交通渋滞がおこるといふことで考えております。

委員 岡村 一二三 君

今ですね、厚地委員のほうから先ほど川東課長が説明をされた文言の中で 504 号の話が出ました。私のほうは、その前段の都市計画区域に指定されていない溝辺総合支所周辺は、従来から周辺住民へのサービス機能が集積していると、他の総合支所周辺と同様にこれからも地域の拠点として、振興を図って参りたいと考えているということなんですが、他の総合支所は、じゃあ進行しているんですか。進行していると思うその根拠教えていただきたい。

建設部長 篠原 明博 君

具体的なものはまたあるかと思いますが、私どもがこの表現の中で例えば、合併をいたしまして総合計画、都市計画マスタープランを策定いたしております。その中で、例えば拠点とする国分、隼人と、やはり旧総合支所周辺を地域拠点として位置付けて、その地域をその特性に合わせて、活性化をしようというような大きな方針をしているわけでございますので、この振興を図ってまいりたいと。やはり、今後、こういう合併をした中で総合支所周辺の集積した地域を、それぞれの地域に合った形で、やはり再活性化すると、非常に大きな目的です。それがないと今回のこの国分隼人等の都市拠点と地域拠点を結ぶ回遊性の確保であるとか、交通渋滞のその地域連携を図っていくということでございますので、やはり今後は溝辺地域の溝辺総合支所周辺もですが、他の地域の総合支所周辺をどういった形でまちづくりを進めるかと非常に重要な課題であると考えておりますので、やはりそれはそれなりに住む地域に合ったまちづくりをいろいろ地域と一緒に考えていかないといけないと考えております。

委員 岡村 一二三 君

じゃあ、今部長の説明を聞いていると都市計画区域の網かけをしないと事業が進められないという論点になってくるんだけど、そうなんですか。どうなんですか。事業はできないんですか。

建設部長 篠原 明博 君

まさしく、まちづくりを進める上ではいろんな手法があるかというふうに思います。最初に地域に入ってお話しする機会があるときに、やはり先ほども話がありまして、農業振興地域を張れば農業サイドの事業もできます。ただし、それ以外に都市的の事業、いろんな公園でありますとか道路でありますとか、そういったものを都市計画区域を張ることによって、そのいう事業も選択肢の中に入るということでございますので、やはり私はこの都市計画区域を張ることで、都市的の事業を検討する場を作らないといけないということで、都市計画区域の拡大のご説明をいたしております。このような

こところはなかなか地域の皆様でご理解をいただけないんですけれども、やはり、幅広い選択肢中で事業を取り組んでいって、いろんなまちづくりを進めると一つの手法だというふうに考えておりますので、都市計画区域を張ることで都市的な利用しかできないよということではなくて、そういった事業の選択肢を広げたいというようなことで、今ご説明をしていきたいと考えております。

委員 岡村 一二三 君

事業を進めるには財源が当然伴うわけですね。財源が。だから、この事業を財源を見込んでこの事業を進めていくことができるということになってから、区域設定もできると思うんだが、その観点はどうなりますか。

建設部長 篠原 明博 君

例えば、こういった状況の中でまちづくりを進め、事業をするとなると財源が必要となって参ります。そうなった場合を踏まえると、例えば、農業サイドの同じ目的の中で、農業サイドの事業があったり、土木的な事業もあったりするわけですので、そこは有利な事業を有効活用して事業を進めると、大事なことでございます。当然、そういった事業と絡めながら一番いい形の事業手法は何かというのを十分検討していかないといけないというふうには考えております。都市計画区域を張るということにつきましては、先ほどからお話をいたしましたように、都市計画を張ってそういう議論の場を広げると考えておりますので、事業が決まったから都市計画区域を張るといふようには考えておりません。やはり都市計画区域という中でいろんな土地利用もありますけど、住環境の整備もあります。そういった場を議論の場を設けさせていただいて、その中でいろんな事業の検討をしていくというような順序で考えておりますので、私どもは先行しての都市計画の場を広げて、その中で都市計画についていろいろ議論をしていきたい。その中で事業の中身のメニューが出てくるんじゃないかというふうに考えております。

委員 岡村 一二三 君

地域住民と部長含めて、行政執行部とは 180 度の違いがあるんです。地域住民は要らないと用途指定地域の拡大は要らないという考え方なんですよ。その辺はどうなりますか。だから十分議論が尽くされていないということなんですよね。地域審議会での回答はではこうでしたということで、審議会議長さんが読み上げていただきましたので、記憶してるんですが、あと話し合いをすると、説明をさせていただくという話なんですけど、その辺は全然見えないじゃないですか、この件について。地域審議会のほうへは回答した結果がこうでしたと。先ほど会長さんがお示しされましたので、いつからどういう説明をしていくんだ、説明会をするんだと、合意形成が出来るようにするんだというのは、見えないわけなんですよね。この辺はどのように考えていらっしゃるのか。

建設部長 篠原 明博 君

以前、都市計画区域の拡大について、地域の方々のほうに説明した経緯がございました。その時に一つは税金の話がございまして、その点についてはまだ方向が出ていないということでなかなか回答できなかつたわけですが、その他の、例えばまちづくりに関しては、例えば溝辺総合支所周辺について、どういった歴史的な資源或いはそういう昔からの形態、まちとして形態をしているものがあるかと。やはりそこによっては、例えば農業サイドではない土木的な或いは都市計画的な事業によって、そういう景観を守ったりとか、住環境を整備する事業いっぱいあるんじゃないかというふうに考えております。以前、この都市計画区域の拡大のみで説明するとすると非常に難しいというのがあります。そういった観点からすると、やはり今後はそういった踏み込んだ形の中で都市計画を張って、その後どういった形のまちづくりを皆さんと一緒に市がやっていきたいと思いますかと、そういう場を設けていかないとなかなか御理解をいただけないというふうに思っております。当然、総合支所周辺には銀行があつたり、郵便局があつたり、或いは昔、例えばそういった賑わいのあつた区域がたくさん残っております。また歩きますといろんなそういった文化的な歴史的な石垣、そういったものも十分たくさんあるわけでございますので、そういったものを諸々集約して、あの地域にどういった事業をすることによって、再度そういったまちづくりができるかというのは、この都市計画区域の拡大を一つの契機として、いろいろ勉強会、或いはまちづくりのいろいろ地域で考えている計画の中に位置付けていただいて、市も一緒に頑張っていきたい。そういう説明を十分して行って皆さんの御理解をいただきたいと考えております。

委員 吉永 民治 君

まちづくりっていうのを考えた場合、やはり将来的なまちの形というのを想定しながら進めていくわけでしょうけれども、その中で肝心なのはその土地利用をどうするかという問題が一番大事だと思うんですね。例えば道路を一本通すでも拡幅するでも、これをやはりあるところでは規制していかないと、後々の計画の中で行政負担、行政コストが非常に上がってくるということが目に見えているわけですね。その辺りを考えますとやはり都市計画区域を指定してですね、やはり網をかけてある程度はその無秩序な開発を抑えたりしていかなきゃならんと私は考えています。前の話になりますけど、私はこの白地地区とかいろいろありますけれども、もっともっと網かけをしていくべきじゃないかという一般質問をしたことがあります。それはやはり基本的には行政コストをどう押さえていくかというのを考えていかなきゃならんと私は考えているわけですが。部長、その辺はどのようにお考えですか。基本的にその辺をお答えいただければと思いますけど。

建設部長 篠原 明博 君

今、おっしゃいましたように、この都市計画区域というものにつきましては、そのまちづくりを進めるものと、やはり、住環境の保全という形のもの、大きなものがご

ざいます。例えば、まちとして、例えば個別の住宅を建てる云々の話はその建築基準法の中にあるわけですが、集団として規制されるようなまちとして一体感を持たないことにはなかなか乱開発等も出てきて、或いは狭い道路の中でそういった防災的な道路整備もできないということもございます。やはりこの都市計画という大きな面を言いますと、住んでいる方々が住環境に配慮して、そこですばらしい環境の中で生活していくという大きな目標がございますので、今後はそういった諸々十分説明して、やはりこの都市計画を張ることによって、一つのその地域の一番いい形のまちづくりが進められるというふうに我々は思っております。そういったものを含めまして今後も十分説明し、またその中でどうしてもこういった事業をしないと、やはり住環境が守れない或いは整備しないと基盤整備しないと活性化を図れないというものもありますので、そこ辺は十分今後協議をしていきながら進めてまいりたいと考えております。

委員 吉永 民治 君

今の部長の話は十分よく分かるんですが、私がお聞きしたのは、将来的なその行政コストの関わりとの問題をどのようにお考えですかとお聞きしたわけです。いろいろそういう施設が計画する中でできてしまえば、その補てんというのが大きな障害になってくるわけですね。地域住民の方々がここに道路通してくれないか、この道路を拡幅してくれないかって要望があった場合というのは、過去そういう規制がないところで国分、隼人もそうですよ。旧町の中というのは非常に道路が狭くて、救急車両も通れないというところがたくさんあるわけですから。それを救急車両が通るように何とか改善してくれとなると、移転の問題や非常に大きな障害になってくるということ考えれば、行政コストは幾らでもかさんでいくわけですね。それを押さえ込むためには、やはり区域指定して、ある程度規制していかなきゃならないんじゃないかということをお尋ねしているわけですよ。だからそういう意味で行政コストとの関わりでどのようにお考えですかと質問したわけですがけれども、それについてお答えください。

建設部長 篠原 明博 君

確かに、おっしゃいましたように、そういった将来のまちづくりにつきまして、そういった行政コスト或いはその財政上の問題を十分に考えていかないといけないと思います。一つにはそういった方向性をびしゃっと整理をして、その地域の目指すべきものをある程度見据えて、そこである程度確立して、それに向かってやはり協議していくということだと思います。おっしゃいますように、私ども総合計画或いは今ここに都市計画マスタープランというものの中に、各地域の地域別構想というのを謳ってございます。その地域別構想中で、やはり将来目指すべきそのまちづくりを謳ってございますので、そういったものを視点にして、やはり守るべきものは守り、或いは整備していった活性化を進めていかないといけないように考えておりますので、それは当然、そういう方向のもので、ある程度指針も示さないと、先ほどお話がありましたように、手戻りといえますか、やはり開発が進んで後から道路を入れないといけないというこ

ともあるわけですので、そこら辺りは、やはり私ども行政のほうでしっかりとそういった方向を見据えて地域に入って、そういったお願いする点はお願ひするし、開発する分についてはお互いに共有して開発して、一番いいコストの安い形のもので、まちづくりを進めていかないといけないというのは十分認識をいたしているつもりでございます。

委員 岡村 一二三 君

ちょっと先ほどの規制のお話。委員のほうから規制の話がありましたが、規制をかけていかないと事業が進まない。ということは、私権を侵す話になるんですよ。規制をかけていかないと事業を進められないと、全くおかしい話です。都市計画区域を指定したから、その都市計画事業については、どうでもこうでも住民は、その区域に住んでいる住民は納得しないとイケないというように聞こえてきますよ。規制の話になりますと。それは全く違う話だろうと思います。いくら都市計画区域を設定しても、住民の私権は侵されないわけですので、その辺は誤解のないようにですね、住民の皆さんには説明するべきだと思うんですが、部長この点についてどのようにお考えなのか。

建設部長 篠原 明博 君

やはり、そういったまちづくりを進める上では、規制と申しますか、やはり将来の、例えば子どもさんの或いは孫さんの時代を見て、将来のじゃあ地域のまちづくりはどういうふうにしたらいいかというのは、やはり地域の方々に十分説明した上でそういった規制をかけないといけないと思っています。ただ行政が勝手にじゃあここはこうします、こういうふうにしますじゃなくて、やはり地域が目指すべき方向性を皆さんで共有をして、子供や孫に対して非常にこういったまちづくりをしてよかったというものを、議論をした中での規制をかけていくと。その前段のものとはやはり具体的なものは大分違ってまいります。方向性的には、やはりまちとして一番いい形ものも示しながら、皆さんが共有してできるものから、お互いに協議したものでまちづくりを進めると申しておりますので、強制的に、例えば用途地域等になりますと、そういった土地利用の誘導という形もあるわけですが都市計画区域の場合は、やはりそういった大前提のもとに皆さんに協力をいただきながら、そういった都市計画区域のあり方、或いはまちづくりのあり方について十分理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 01 時 45 分」

「再開 午後 01 時 47 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、陳情第 14 号霧島市都市計画区域の用

途地域からの撤廃（石峯地区）を求める陳情書について、自由討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

今回提出をされております陳情書は、旧溝辺町時代にこの石峯地区を含む地域を用途地域として指定をしてきた背景もあって、その時に都市計画税等については課税をしないということが執行部から、当時の旧溝辺町の執行部からですね。説明もされた経過があったということと。同時にもう一つは、用途地域に指定をされているけれども、都市計画事業そのものの具体的な事業はどういうふうになっていくのかというのを全く示されないという中で、課税のみを優先をするというのはとても承服できないというですね。そういう形で出された背景があると私自身は議論を通じてですね。再度確認をしたところでした。同時に今後もこの事業計画を示すことなく、都市計画税を課税をするということであれば到底納得できないと。用途地域として指定をするのであれば事業計画そのものを明確にすべきだということでの内容になっていますし。それで実際に事業計画が示されれば、地域の住民の皆さんの中でも十分議論をしていきたいという陳情者からご意見をいただいたところです。同時に執行部のほうも、まだ明確ではないけれども、今後のスケジュールの中にそういう計画を何らか提案をできるように検討したいというようなことも示されたわけです。同時に今回、12月議会にはこの石峯地区の都市計画税について、当初計画をしていた課税区域から除外をするというのを出ているというような背景もありますから、陳情書そのものの内容は満たされていると思いますので、採決を本委員会ですべきではないでしょうかと、いうことを申し上げておきたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。これで討議を終わります。次に、陳情第15号霧島市都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】に反対する陳情書についての自由討議に入ります。討議はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

私はこの陳情15号については、自由討議ということで、まず1点だけ。現在地域主権改革が叫ばれて3年以上になりますが。地域主権改革の意味の一つは、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにすることです。この観点からは地方公共団体の組織及び運営や住民自治の仕組みについても、法律によって定められる基本事項の枠組みの中で、可能な限り選択肢を用意して、地域住民自身が選択できるような余地を拡大するべきであるということになります。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。

委員 吉永 民治

基本的に市民の方々は、やはり霧島市の発展反映を望んでいるわけですね。そして

自分の地域もさらに発展させてもらいたい。だから行政として手を入れていただきたいというような言葉が多く聞かれます。これは牧園の議会報告会に出向いたときも、我が溝辺にはたった3%しか投資してないじゃないかというのを強く言われた方もいらっしゃいます。なぜ、我がまちに投資しないんだというようなこともありました。ということは逆に我がまちにももっと投資してくれと、まちを良くしてくれという御要望だと私は感じております。基本的に行政としては、住民の福祉を考えて、霧島市全体の底上げを図っていかなければならない。公平平等に財政投資もしていくわけですが、やはりこういった問題について、例えば道路拡張等を含めて、この都市計画区域指定もそうですが、やはり財政のことも考えながら財政投資効果も考えながら、コストのことも考えながらやっていかなきゃならんと私は思います。先ほど主権のことも出ました。憲法上でも今何条かというのは正確に申し上げられないですけれども、主権も公共の福祉に従うという文言も各所に何カ所か出てまいります。もちろん、高圧的に行政がそれを進めていくっていうんじゃないで、こういったことで進めたいが、協力してもらえないだろうかということで進めていくわけでありまして。この都市計画法の中においても、第3条、このように謳っています。国、地方公共団体住民は都市の整備開発その他の都市計画の適切な遂行に努めなければならない。住民は、国、地方公共団体が法の目的を達成するために行う措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならないと。暗に住民の協力を法の中でも謳いこんでいるわけです。だから当然、合意の中で進めていかなきゃならんわけですから、先ほどの議論の中で申し上げましたように、住民の理解を十分に得られるよう情報提供、これをしていかなきゃならない。これは行政の務めでもありますが、やはり、住民の方々も地域をよくしていくためには、行政が何のために、例えばこの区域指定も含めてですね、都市計画事業もそうですが、或いは他の事業もそうですが、何の為にしているのかというのを十分御理解いただきたいなと思います。住民をただ抑圧するためだけの政策ではないということもご理解いただきたいと私は思います。

委員 宮内 博 君

本陳情書の提出に当たりですね、陳情者から御意見もお聞きをしたところです。それで、新しく区域を拡大する溝辺総合支所周辺も含めたですね、エリアの拡大をするということに対して御意見があるということで、陳情書としては提出をされているわけですけれども、今、市のほうとしては総合支所の機能を出張所に縮小していくと、そしてその本庁方式を採用して、国分の機能を充実するという、そういう方向を示しているわけですね。それで執行部の説明によれば、先ほどの口述書を見てもそうですよね。溝辺総合支所周辺は、従来から周辺住民へのサービス機能が集積している。他の総合支所周辺と同様にこれからも地域の拠点として振興を図って参りたいと、こういうふうに一方では言っているわけですよ。ですから非常に相矛盾していることをですね、政策ではやりながら、地域の住民の皆さんから意見が出されると、このような

形で、我々の議会に対しては説明をするということで、かなり矛盾をしていくということ相まってやっているという点についてですね。やはり住民の皆さんの目線から見たときに、であるならば、なぜこういう地域指定を設定するんだというようなことに、当然なってくるだろうと思うんですね。そこら辺のところの説明等についても、非常に行政用語が多くて、難解だと、非常に理解しにくいということなども、これまでの私どももご説明を受けて、また住民の皆さんから発せられている説明会を受けての感想などもお聞きをする中で、そういうことが多々見られるという点で、まだまだ説明が不十分だろうと思うんですね。ですから、そういう観点からすると、当然こういう陳情書が出されるのは住民の皆さんの目線からでは当然であろうと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。これで討議を終わります。以上で自由討議を終了します。これより議案処理に入ります。陳情第 14 号について討論に入ります。討論はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

私は陳情第 14 号について、賛成の立場で討論を行います。本日、陳述人からの説明もありましたが、溝辺町当時に青写真を示して、土地区画整理事業のお約束をしての用途地域を承諾したという説明でありました。その事業計画は、霧島市に引き継がれているわけであります。執行部はまず当時の事業計画に沿って住民に理解を求めるなりに努力するべきであります。しかしながらそれもされていないわけで、今日このような陳情書が出た経緯です。それと 10 月 18 日にこの陳情書について、回答書が出されておりますが、この回答書の後段のほうでは議会の審議の経過なども考慮しながら、霧島市として文言を掲げております。したがって、現時点での経過を考えたとき、本件は採択するべきだと思います。よって賛成討論といたします。

委員長 池田 綱雄 君

逆になりましたが、反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、陳情第 14 号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。起立者 3 名、賛成少数と認めます。したがって陳情第 14 号は不採択とすべきものと決定しました。次に、陳情第 15 号について討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。次に、原案に賛成者の発言を許可します。

委員 岡村 一二三 君

私は、本件陳情第 15 号について採択するべきであるという観点で討論を行います。本件陳情書は霧島市都市計画区域の変更（拡大）【溝辺地区】白紙撤廃、または見直しなど、再検討を市長宛て陳情したとのこととあります。市長よりの回答書は届いたとのこととあります。然るに、その後住民への説明会など開催されていないとのことです。自由討議の中で申し上げましたが、本計画について、地域住民の声を聞きながら、住民の理解が得られるように行政執行部は取り組むべきであり、地方自治法の改正が

平成 24 年 8 月 29 日成立しておりますが、諮問機関である第 30 次地方制度調査会が考えた、議員構成の多様性は目的ではなく、最終的な目的は住民と自治体のために納得が得られる決定をして、成果を出す議会にすることに尽きるものであることから、行政執行部は地域住民が納得される説明会を促す意味からも、本件は採択をするべきと討論をいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。

委員 宮内 博 君

私も陳情第 15 号に対して、賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。陳情者からも御意見をいただいたところでありますけれども、同時に陳情書の中にも明記をされておりますが、これまで住民説明会等も行われているわけでありますけれども、実際に十分な説明が行われているということでは理解ができませんでした。説明責任をやはり執行部は十分果たしてないということ、まず第 1 点指摘をしたいと思います。同時に執行部のほうからも、住民の皆さんの理解が不十分であるということでございましたので、今後も機会を見ながら、引き続き説明をさせていただきたいということでもあります。現時点で対象エリアの拡大を前提にしてですね、事を進めるということはあるとは思いませんので、この陳情書は採択をすべきだということをおし上げておきたいと思っております。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり]

それでは起立により採決いたします。陳情第 15 号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。賛成者 3 名、賛成少数と認めます。したがって、陳情第 15 号は不採択すべきものと決定しました。以上で本日の審査はすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。お諮りします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調整については、委員長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。御異議なしと認めます。したがって、そのとおりに決定しました。次にその他に入ります。その他で委員の皆さんから何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で本日の日程をすべて終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会します。

【閉会 午後 2 時 10 分】

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 池田 綱雄